

8 水 政 8 4 号
令和 8 年 7 月 1 6 日

関係団体の長 様

京都府建設交通部水道政策課長
(公 印 省 略)

令和 8 年度水道施設整備費に係る歩掛表の一部改定について

平素より、京都府の建設交通行政の推進にご協力いただきありがとうございます。
今般、令和 8 年 6 月 2 5 日付け国水水第 8 3 号国土交通省大臣官房上下水道審議
官通知による歩掛表の一部改定に伴う本府の対応について、下記のとおりお知らせ
いたします。

記

1 適用年月日

令和 8 年 8 月 2 0 日以降に積算を行う工事から適用する。

ただし、6 月 2 5 日以降に入札公告を行った工事については、改定内容に基づ
き設計変更に係る協議を請求することができます。

なお、改定後は積算条件の歩掛適用日欄に「令和 8 年 8 月 2 0 日 上水道」と記
載します。

2 主な改定内容

「令和 8 年度水道施設整備費に係る歩掛表について（通知）」（令和 8 年 3 月
2 日付け国水水第 4 1 0 号）により配管工から特殊作業員に変更のあった箇所
のうち、特殊作業員の公共工事設計労務単価（以下、「労務単価」という）を配管
工の労務単価と同額となるよう特殊作業員の労務単価に加算するものとします。

3 その他

本通知内容については HP で公表いたします。

担 当	建設交通部水道政策課水道行政係
電話番号	0 7 5 （ 4 1 4 ） 4 3 7 3

国 水 水 第 83 号
令和 8 年 6 月 25 日

各都道府県 水道行政担当部（局）長 殿
各政令指定都市 水道事業担当局長 殿
（各地方整備局等経由）

国土交通省大臣官房上下水道審議官
（ 公 印 省 略 ）

令和 8 年度水道施設整備費に係る歩掛表の一部改定について（通知）

水道施設整備費に係る歩掛表の一部を別紙のとおり改定し、令和 8 年 6 月 25 日より適用することとしたので、貴管内の補助事業実施者等に周知徹底されたい。

令和 8 年度水道施設整備費に係る歩掛表 改定比較表

令和 8 年度版 頁番号	現行（令和 8 年度）	改定（令和 8 年度）
P4	1-2-1-2 労務費 （１） （略） （２） 労務賃金 労務賃金は、労働者に支払われる賃金であって、直接作業に従事した時間の労務費の基本給をいい、基本給は「公共工事設計労務単価」等を使用するものとする。 基準作業時間外の作業及び特殊条件により作業に従事して支払われる賃金を割増賃金といい、割増賃金は、従事した時間及び条件によって加算するものとする。	1-2-1-2 労務費 （１） （略） （２） 労務賃金 労務賃金は、労働者に支払われる賃金であって、直接作業に従事した時間の労務費の基本給をいい、基本給は「公共工事設計労務単価」等を使用するものとする。 基準作業時間外の作業及び特殊条件により作業に従事して支払われる賃金を割増賃金といい、割増賃金は、従事した時間及び条件によって加算するものとする。 また、「令和 8 年度水道施設整備費に係る歩掛表について（通知）」（令和 8 年 3 月 2 日付け国水水第 410 号）により配管工から特殊作業員に変更した箇所のうち、特殊作業員の公共工事設計労務単価（以下、「労務単価」という）が、同じ都道府県の配管工の労務単価（令和 8 年 3 月）を下回る箇所は、配管工の労務単価（令和 8 年 3 月）と同額となるよう特殊作業員の労務単価に加算するものとする。